

## ●香川県告示第264号

平成24年香川県告示第84号（水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準）等の一部を次のように改正し、平成24年5月25日から施行する。

平成24年5月25日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天雲俊夫

1 平成24年香川県告示第84号（水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準）の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のとおり定める。</p>	<p>水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成24年5月1日から施行する。ただし、平成24年5月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る<math>C_c</math>、<math>C_{cj}</math>、<math>C_{ci}</math>及び<math>C_{co}</math>の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値の適用については、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>												
<p>3 総量規制基準 略</p>	<p>3 総量規制基準 総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>項</th><th>指定地域内事業場の区分</th><th>総量規制基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～22</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>23</td><td>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</td><td><math>L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}</math></td></tr><tr><td>24</td><td>平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又</td><td><math display="block">L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}</math></td></tr></tbody></table>	項	指定地域内事業場の区分	総量規制基準	1～22	略		23	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$	24	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
項	指定地域内事業場の区分	総量規制基準											
1～22	略												
23	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$											
24	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$											

は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

備考

略

Lc～Cc o 略

Qc j 平成3年7月1日（12の項にあっては平成3年10月1日、14の項にあっては平成9年12月1日、16の項にあっては平成10年6月17日、18の項にあっては平成12年3月1日、20の項にあっては平成12年10月1日、22の項にあっては平成13年7月1日、24の項にあっては平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位1日につき立方メートル）

Qc i・Qc o 略

4 施行期日

平成24年5月1日から施行する。

5 経過措置

- (1) 平成24年5月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cc j、Cc i及びCc oの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値の適用については、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- (2) 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、防止法第12条第2項の規定により同条第1項の規定の適用が猶予されるものについては、平成24年11月24日まで3の表23の項に掲げる総量規制基準を適用しない。

- 2 平成24年香川県告示第85号（水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準）の一部改正  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、窒素含有量に係る総量規制基準を次のとおり定める。

### 3 総量規制基準

略

項	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1～2 略		
3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$

備考

略

$L_n \sim C_{no}$  略

$Q_{ni}$  平成14年10月1日（4の項にあっては、平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、窒素含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成24年5月1日から施行する。ただし、平成24年5月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る $C_n$ 、 $C_{no}$ 及び $C_{ni}$ の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値の適用については、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。

### 3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1～2 略		

備考

この表に掲げる式において、 $L_n$ 、 $C_n$ 、 $Q_n$ 、 $C_{ni}$ 、 $C_{no}$ 、 $Q_{ni}$ 及び $Q_{no}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$L_n \sim C_{no}$  略

$Q_{ni}$  平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Qn o 略

4 施行期日

平成24年5月1日から施行する。

5 経過措置

- (1) 平成24年5月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るC<sub>n</sub>、C<sub>n o</sub>及びC<sub>n i</sub>の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値の適用については、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- (2) 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、防止法第12条第2項の規定により同条第1項の規定の適用が猶予されるものについては、平成24年11月24日まで3の表3の項に掲げる総量規制基準を適用しない。

3 平成24年香川県告示第86号（水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準）の一部改正  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、りん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定める。	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、りん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成24年5月1日から施行する。ただし、平成24年5月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るC <sub>p</sub> 、C <sub>p o</sub> 及びC <sub>p i</sub> の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値の適用については、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。
3 総量規制基準 略	3 総量規制基準 総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1～2 略		
3 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 (平成24年政令第147号。以下「平成24年改	L <sub>p</sub> =C <sub>p</sub> ・Q <sub>p</sub> ×10 <sup>-3</sup>	

	正政令」という。) の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	
4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lp = \frac{(Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo)}{\times 10^{-3}}$

備考

略

$Lp \sim Cpo$  略

$Qpi$  平成14年10月1日(4の項にあっては、平成24年5月25日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)

$Cpo$  略

4 施行期日

平成24年5月1日から施行する。

5 経過措置

(1) 平成24年5月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る $Cp$ 、 $Cpo$ 及び $Cpi$ の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値の適用については、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(2) 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、防止法第12条第2項の規定により同条第1項の規定の適用が猶予されるものについては、平成24年11月24日まで3の表3の項に掲げる総量規制基準を適用しない。

備考

この表に掲げる式において、 $Lp$ 、 $Cp$ 、 $Qp$ 、 $Cpi$ 、 $Cpo$ 、 $Qpi$ 及び $Qpo$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$Lp \sim Cpo$  略

$Qpi$  平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)

$Cpo$  略

